

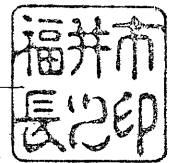
福井市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の町の区域を設定したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、町の区域の設定の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項後段の規定による福井市北四ツ居町土地区画整理事業に係る換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成30年10月4日

福井市長 東 村 新



次の区域を円山2丁目に設定する。

町	字	地番
北四ツ居町	14字 東鍋地	13から16まで
	15字 東三弘	1から10まで 11の一部 14の一部 15の一部 16から20まで 21の1の一部 23の1の一部
	16字 中狭	8の1の一部 9 10の1 10の2 1 1 12 14 15の1 29の一部 3 2
	31字 北円命	18の一部

これらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部